

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和6年6月10日（月） 開会 午前10時00分

閉会 午前11時53分

出席者 委 員 委員長 小 平 啓 佑

小太刀 孝 之 小久保 かおる 松 本 喜 一

梅 澤 米 満 天 谷 浩 明 小 堀 良 江

傍 聴 者 雨 宮 茂 樹 森 戸 雅 孝 浅 野 貴 之

大 浦 兼 政 針 谷 育 造 古 沢 ちい子

大 谷 好 一 内 海 まさかず 青 木 一 男

針 谷 正 夫 広 瀬 義 明 氏 家 晃

福 富 善 明 福 田 裕 司 中 島 克 訓

大阿久 岩 人 白 石 幹 男 関 口 孫一郎

事務局職員 事務局 長 森 下 義 浩 議 事 課 長 野 中 繭 実 子

課 長 補 佐 佐 藤 優 主 事 齊 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	癸 生 川	亘
経 営 管 理 部 長	金 井 武	彦
地 域 振 興 部 長	佐 山 祥	一
消 防 長	上 岡 健	司
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 事 務 取 扱	瀬 下 佳	子
危 機 管 理 監	狐 塚 光	紀
総 合 政 策 課 長	押 山 好	孝
行 財 政 改 革 推 進 課 長	茅 原 洋	一
危 機 管 理 課 長	潮 田 美	紀
総 務 人 事 課 主 幹	飯 塚 昭	浩
財 政 課 長	熊 倉 宜	和
税 務 課 長	山 岸 良	郎
税 務 課 主 幹	出 井 章	裕
収 税 課 長	金 子 博	文
都 賀 地 域 づ くり 推 進 課 長	島 田 和	行
地 域 政 策 課 主 幹	篠 崎 雅	一
警 防 課 長	中 村	聡
消 防 総 務 課 主 幹	荒 川 浩	明
消 防 第 2 課 長	長 江 幸	一

令和6年第2回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和6年6月10日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第55号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第2 議案第56号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第3 議案第60号 栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第61号 栃木市役所総合支所設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第65号 財産の取得について（栃木市都賀図書館備品（書架等））
- 日程第6 議案第66号 財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）
- 日程第7 議案第67号 財産の取得について（高規格救急自動車）
- 日程第8 議案第58号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第2号）（所管関係部分）
- 日程第9 陳情第4号 パレスチナ自治区ガザ地区の早期平和実現を求める陳情

◎開会及び開議の宣告

○委員長（小平啓佑君） ただいまの出席委員は 7 名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 10 時 00 分）

◎諸報告

○委員長（小平啓佑君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（小平啓佑君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第 55 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） ただいまから議事に入ります。

日程第 1、議案第 55 号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市税条例の一部を改正する条例の制定）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

出井税務課主幹。

○税務課主幹（出井章裕君） ただいまご上程いただきました議案第 55 号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市税条例の一部を改正する条例の制定）につきましてご説明申し上げます。

議案書は 24 ページから 42 ページ、また議案説明書は 4 ページから 37 ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の 4 ページを御覧ください。提案理由でございますが、地方税法等の一部が令和 6 年 3 月 30 日に改正され、栃木市税条例等の一部改正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したことにつきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をもって一部改正いたしましたので、報告の上、議会のご承認をいただきたいというものであります。

次に、改正の概要につきましては記載のとおりであります。詳細につきましては新旧対照表によりご説明いたします。なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、8 ページ、9 ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。定額減税を実施するための特別税額控除でありまして、いわゆる定額減税の規定の新設に伴う規定を定めるものであります。附則第 7 条の 5、6 につきましては、定額減税の方法、納税通知書

に記載する各期別の納付額に関する規定であります。

12ページ、13ページを御覧ください。13ページの5段目、附則第7条の7につきましても、公的年金等の特別徴収等に係る定額減税の徴収方法等に関する規定であります。

18、19ページを御覧ください。19ページ、下から4段目、附則第7条の8につきましても、令和7年度分に合計所得金額が1,000万円を超え1,805万円以下の方で合計所得金額が48万円以下の同一生計配偶者がいる場合の定額減税に関する規定であります。

20ページ、21ページを御覧ください。21ページ、上から3段目、附則第8条につきましても、肉用牛の売却による事業所得にも定額減税の対象となるよう読替規定を追加したものであります。

ページが飛びまして、32ページ、33ページを御覧ください。33ページの附則第16条の3から37ページの附則第20条の3の長期譲渡所得、短期譲渡所得などの分離課税にも定額減税対象となる読替規定になります。

ページが戻りまして、20ページ、21ページを御覧ください。ここからは固定資産税の改正になります。21ページの中段、附則第10条の2につきましても、わがまち特例の規定であります。一定のバイオマス発電設備について特例の割合を定める規定を追加し、引用条項を整備するものであります。

22ページ、23ページを御覧ください。23ページ中段の附則第10条の3につきましても、認定長期優良住宅のうち区分所有の住宅については、管理者等から申請書の提出があった場合、減額を適用できる規定を新設し、引用条項を整備するものであります。

24ページ、25ページを御覧ください。下段、附則第11条、並びにページが飛ぶのですが、27ページ、附則第11条の2、附則第12条、並びに29ページになります。下段の附則第12条の2、並びに31ページを御覧ください。附則第13条、これらにつきましてもは特例期間を延長する規定になります。なお、附則第12条及び附則第13条は、期限が過ぎた特例措置を削除した規定になっております。

31ページ中段の附則第15条につきましてもは、特別土地保有税の課税に係る特例でございます。特例期間を延長する規定であります。

続きまして、議案書を説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書の24ページを御覧ください。こちらにつきましてもは、議案第55号の上程文であります。

次に、25ページを御覧ください。専決第3号の専決処分書であります。

次の26ページを御覧ください。改正する公布文であります。

次の27ページからは条例の改正文となりますが、内容につきましてもは、議案説明書新旧対照表にて説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

次に、41ページを御覧ください。こちら附則であります。第1条、施行期日であります。この条例は、令和6年4月1日から施行するというものであります。

次の第2条第1項から第4項は、固定資産税に関する経過措置を規定するものであり、所要の経

過措置を設けた上で施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。お世話になります。

かなり幅広い範疇で減税だということなのです。確認の意味を含めてなのですが、かなりの固定資産税から何かいろいろ出てくるのですけれども、なかなか理解しづらいところがあるのですが、総じて、要は令和6年から8年の間に定額減税だということで、対象関係ですね。そこら辺はどんなふうな状況なのですか。見込みの金額が分かれば、こんなふうに税額が減りますよとか、増えますよというのが分かるのであれば、単年度で。令和6年、7年、8年ですか。そういうのが説明ができるのであればお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 山岸税務課長。

○税務課長（山岸良郎君） こちらは定額減税のほうは令和6年と令和7年で行う形になっております。固定資産税のほうの読替規定が令和6年から8年になっておりますので、定額減税は令和6年と7年になっております。

○委員長（小平啓佑君） 続きましてお願いします。

○委員（天谷浩明君） そうしますと、見込みですが、その令和6年、7年度は、例えばこのぐらい減税になるのですよとか、数字的に分かればお聞きします。

○委員長（小平啓佑君） 山岸税務課長。

○税務課長（山岸良郎君） 約10億円になるかと思うのですけれども。すみません。滑舌が悪いもので、すみません。10億円になると思うのですが。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○税務課長（山岸良郎君） 令和6年が10億円で、令和7年度は、先ほど言ったように、ちょっと対象者が150人ぐらいしかいないものですから、1万円でも150万円になると思うのですが、令和7年度につきましては。令和6年につきましては10億円で、令和7年度の対象が約150人の対象しかいないものですから、1万円の減税をしたとしても150万円という形になります。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございませんか。

引き続きお願いします。

○委員（天谷浩明君） ということは、令和6年度の減税幅が大きいけれども、令和7年度は対象者も減るからこんなものですよと。それと、固定資産税が何か、たしか令和8年度まで続くわけですよ。そこら辺の数字はどうなのでしょう。

○委員長（小平啓佑君） 山岸税務課長。

○税務課長（山岸良郎君） 令和6年、令和8年、固定資産税の課税なのですが、今まで令和6年評価替えて、こちらが評価額を決めますと、令和7年と8年で価格が下がっている場合には、価格を見直す作業をしなくてはならないものですから、今回もその条例を定めさせていただいて、令和7年、8年で評価額を見直す時点修正というやつなのですが、時点修正として価格が下がっている場合には7年と8年下げるといふことの条例になっております。

○委員長（小平啓佑君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第55号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第2、議案第56号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

出井税務課主幹。

○税務課主幹（出井章裕君） ただいまご上程をいただきました議案第56号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市都市計画税条例等の一部を改正する条例の制定）につきましてご説明申し上げます。

議案書は43ページから48ページ、また議案説明書は38ページから47ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の38ページを御覧ください。まず、提案理由でございますが、地方税法等の一部が令和6年3月30日に改正され、栃木市都市計画税条例等の一部改正を要することになりましたが、議会を招集する時間的

余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、報告の上、専決処分をもって一部改正いたしましたので、議会のご承認をいただきたいというものであります。

次に、改正の概要につきましては記載のとおりであります。詳細につきましては新旧対照表によりご説明いたします。なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、40ページ、41ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。41ページ上段、附則第6項、附則第7項、附則第9項につきましては、課税標準額の特例措置におけるわがまち特例の規定の引用条項を整備するものであります。

附則第8項につきましては、法附則の改正に伴い、滞在快適性向上施設について、わがまち特例の割合を定める規定を追加し、引用条項を整備するものであります。

附則第11項につきましては、宅地等の特例に関する規定であります。特例期間の延長をする規定並びに令和3年度、令和4年度の課税の特例措置を削除した規定を整備するものであります。

次に、附則第12項から、43ページの下段、附則第15項につきまして、こちらにつきましては、商業地等の課税の特例期間の延長の規定を整備するものであります。

次に、45ページを御覧ください。上段ですが、附則第16項につきましては、農地に関わる課税の特例期間を延長する規定並びに令和3年度に限り規定されていた課税の特例を削除した規定を整備するものであります。

附則第19項から第20項につきましては、用語の定義を規定する条文であります。条例改正に伴い引用条項を整備するものであります。

附則第21項につきましては、法附則の改正に伴い特例期間を延長する規定を整備するものであります。

続きまして、議案書を説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書の43ページを御覧ください。こちらにつきましては、議案第56号の上程文であります。

次に、44ページを御覧ください。専決第4号の専決処分書であります。

次に、45ページにつきましては、改正する条例の公布文であります。

次の46ページからは条例の改正文となります。内容につきましては、議案説明書にて説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

次に、47ページ下段を御覧ください。附則であります。第1号の施行期日ですが、この条例は令和6年4月1日から施行するというものであります。

次の第2号から48ページの第4号は経過措置を規定するものであり、所要の経過措置を設けた上で施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 農地の関係の市街化区域に対する都市計画の課税ということで、延長ということなのですが、多分これ、昔からある納税猶予、20年間とか、いろいろ開発関係について、農地の場合だとその分、課税しませんよということがありますが、その延長でよろしいのでしょうか。ちょっと確認お願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 山岸税務課長。

○税務課長（山岸良郎君） こちら特例措置は、相続税の猶予が20年で、国税の関係の農地の猶予でありますので、こちらについては、あくまで固定資産税の猶予になっております。

○委員長（小平啓佑君） 続けてお願いします。

○委員（天谷浩明君） 多分、これは法務省か何かが、最近、相続をちゃんとしなさいよ、3年以内とか何とかというのがあります。出ました。それに連動して、その税収をきちっと見極めてあげてもらうということだと思えるのですが、そういうふうな形の中で、これが連動するというか、この法律に記載されたということよろしいですか、解釈は。

○委員長（小平啓佑君） 山岸税務課長。

○税務課長（山岸良郎君） こちらはわがまち特例という特例でありまして、市町村が計画を立てて誘致計画をした場合に税金を安くできるというのがあります。それがわがまち特例でして、今回もそのわがまち特例で、その税金の運用部分についての規定を定めさせていただいてもらった形になっています。

○委員長（小平啓佑君） お願いします。

○委員（天谷浩明君） 何となくですけども、その対象とされて、先ほど同じ、減税幅というか、減額になるというのはおかしいのですが、どんなふうな数字になるのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 出井税務課主幹。

○税務課主幹（出井章裕君） すみません。特例の延長による増減というのは影響はないかな。今までの延長ですので、特段そういったものはないのですが、影響はないということでご了解いただければと思います。

○委員長（小平啓佑君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第56号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第3、議案第60号 栃木市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

出井税務課主幹。

○税務課主幹（出井章裕君） ただいまご上程をいただきました議案第60号 栃木市税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書は53ページから56ページ、また議案説明書は52ページから59ページとなります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の52ページを御覧ください。提案理由でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものであります。

改正の概要につきましては記載のとおりであります。詳細につきましては新旧対照表によりご説明いたします。参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、54ページ、55ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。法律等の改正に伴う字句の修正や引用条項の整理につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

55ページ上段、初めに、第34条の7につきましては、寄附金税額控除に関する規定であります。公益信託に係る信託事務に関連する寄附金については、寄附金控除の対象とする規定を整理するものであります。

次の第51条、市民税の減税に関する規定から、57ページの上段、第71条、固定資産税の減免に関する規定です。並びまして、59ページ、上から3行目の第139条の3、特別土地保有税の減免に関する規定につきましては、いずれも今般の能登半島地震の発生を踏まえ、申請による減免を前提としつつ、減免理由に該当することが明らかな場合で、かつ減免する必要があると認められる場合に、

職権による減免を可能とする規定を追加するものであります。

戻りまして、55ページを御覧ください。55ページ下段、第56条につきましては、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定であります。私立学校法の改正に伴う項ずれの反映を受けて整理するものであります。

58ページを御覧ください。58ページの中下段というか、下のほうなのですが、附則第4条の2につきましては、公益法人等に係る市民税の課税の特例に関する規定であります。条例の性格を踏まえ、削除するものであります。新旧対照表での説明は以上であります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案書の53ページを御覧ください。こちらは制定文となります。

54ページを御覧ください。条例の改正文となりますが、主な内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明させていただきましたので、附則についてご説明をさせていただきます。55ページを御覧ください。附則第1条の施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行するというものであります。

第2条につきましては、それぞれの経過措置を規定するものであり、所要の経過措置を設けた上で施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 確認を含めてなのですが、一つは寄附金関係がありますよね。これというのは、例えばふるさと納税のほうの関係も含めた形であるのかどうか。それで、多分、この条例改正については、そんなに影響はないのかなというふうに思うのですが、数値的なものをお伺いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 山岸税務課長。

○税務課長（山岸良郎君） こちらの寄附金控除に対しまして、個人の方また法人の方がその特定の法人等に、個人等に行った場合、寄附金控除になるという形の条項の改正でありまして、ふるさと納税のほうは、ご本人がやりたい市町村に贈って、ご自身が受けるというもの。こっちは、公益法人に決まっていますので、そのものの対象が違いますので、あくまでもふるさと納税とはちょっと違うものにご理解していただければありがたいと思います。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） すみません。全体的にこれの改正によって数値的な増減というか、そんなに関係ないかなというふうに思うのですが、どうなのでしょう。

○委員長（小平啓佑君） 山岸税務課長。

○税務課長（山岸良郎君） これによつての税額に影響があるというものはほとんどないと思うのですが。

○委員長（小平啓佑君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第60号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第4、議案第61号 栃木市役所総合支所設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（島田和行君） ただいまご上程をいただきました議案第61号 栃木市役所総合支所設置条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書は57ページから59ページ、議案説明書は60ページから65ページであります。

初めに、議案説明書で説明させていただきますので、恐れ入りますが、60ページをお開きください。提案理由でございますが、（仮称）都賀総合支所複合施設に、栃木市役所都賀総合支所、栃木市都賀公民館及び栃木市都賀図書館を移転するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市役所総合支所設置条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要であります。栃木市役所総合支所設置条例の一部改正として、栃木市役所都賀総合

支所の位置を改めること。

栃木市公民館条例の一部改正として、栃木市都賀公民館の位置及び使用料を改めること。

栃木市図書館条例の一部改正として、栃木市都賀図書館の名称及び位置を改め、字句を整理するものでございます。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。62ページ、63ページをお開きください。最初に、栃木市役所総合支所設置条例の一部改正であります。第2条の表中、都賀総合支所の位置を移転先の栃木市都賀町原宿573番地に改めるものでございます。

次に、栃木市公民館条例の一部改正につきましては、第2条第1項表の栃木市都賀公民館の項中、位置を移転先の栃木市都賀町原宿573番地に改め、別表1の栃木市公民館使用料の項第8号、栃木市都賀公民館の区分欄の会議室等の名称を改め、1時間当たりの使用料につきましては、現在の公民館会議室等の使用料を算定した会議室の面積区分の基準により単価設定するものであります。

次に、64ページ、65ページをお開きください。栃木市図書館条例の一部改正であります。第2条の見出しを「名称及び位置」に改め、同条の表を「栃木市都賀図書館」の項の名称を「栃木市図書館都賀館」に改め、位置を栃木市都賀町原宿573番地に改めるものでございます。

別表の区分欄につきましては、名称の改正と同様に栃木市図書館都賀館に改めるものでございます。

続きまして、議案書57ページをお開きください。こちらが議案第61号の制定文となり、次の58ページから59ページが条例の改正文になります。

内容につきましては、議案説明書でご説明申し上げましたので、省略させていただきます。

59ページ、最後の附則でございますが、施行期日につきましては、令和7年2月25日から施行するものでございます。

以上で議案第61号の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） ご説明ありがとうございました。

使用料の改定を行うというところで、施設によって50円から160円の改定が行われるということになりますけれども、これによって税収はどのように変化するのか、分かる範囲でお聞かせください。

○委員長（小平啓佑君） 島田都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（島田和行君） 単価的には、今現在の公民館の使用料の単価基準に合わ

せて設定したものでありますので、大幅な税収見込みは見込めないかなというふうに考えていますが、会議室の数など、あるいは地域拠点としての新しい複合施設ということでもありますので、利用者の増が見込めるのではないかとこのところ、若干の税収増は見込めるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 続けてお願いします。

○副委員長（小太刀孝之君） ただいまの答弁で理解したところなのですが、ぜひそういった施設があるところをなかなか知らないということが当然出てくるといいますので、ホームページ上での紹介ですとか、その他チラシとか、そういった会議室をできるだけ使用していただく方向に今後進めていただきたいと思いますので、要望させていただきます。

○委員長（小平啓佑君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第61号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第5、議案第65号 財産の取得について（栃木市都賀図書館備品（書架等））を議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（島田和行君） ただいまご上程をいただきました議案第65号 財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書は66ページ、議案説明書は81ページから82ページであります。

初めに、議案説明書でご説明いたしますので、恐れ入りますが、81ページをお開きください。提

案理由であります、(仮称)都賀総合支所複合施設に栃木市都賀図書館を移転するに当たり、必要な図書館備品(書架等)を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次に、議案書の66ページをお開きください。財産の取得についてであります、1、財産の表示につきましては、栃木市都賀図書館備品(書架等)であります。

2、取得の方法につきましては、条件付一般競争入札であります。

3、取得予定価格につきましては、4,632万2,210円であります。

4、取得相手につきましては、栃木県栃木市富士見町14番12号、有限会社栃木大気堂、代表取締役小笠原文子であります。

入札に参加した業者は1者で、落札率は81.8%であります。

以上で議案第65号の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長(小平啓佑君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

天谷委員。

○委員(天谷浩明君) 1者ということなのですが、通達か何か出して、皆さん辞退したということの解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長(小平啓佑君) 島田都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長(島田和行君) 一般競争入札ということで入札公告をしまして、皆さんご存じのとおり参加業者を募るということでございました。今回の入札につきましては、申込みが1者ということでありましたので、今回のような結果になってしまったということでございます。

以上です。

○委員長(小平啓佑君) よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小平啓佑君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小平啓佑君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小平啓佑君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第65号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第6、議案第66号 財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

荒川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（荒川浩明君） ただいまご上程いただきました議案第66号 財産の取得につきましてご説明を申し上げます。

議案書は67ページ、議案説明書は83ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の83ページを御覧ください。議案第66号 財産の取得についてであります。提案理由でございますが、栃木市消防団に配備中の小型動力ポンプ付積載車2台が老朽化したため、小型動力ポンプ付積載車2台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の67ページを御覧ください。財産の取得についてでございますが、財産の表示につきましては、小型動力ポンプ付積載車2台であります。

取得の方法につきましては、条件付一般競争入札であります。

取得予定価格につきましては、2,497万円、税込みであります。

取得相手につきましては、小山市大字喜沢1394番地、合資会社渡辺商店、代表社員渡辺圭一であります。

なお、本件の入札に参加した業者は5者で、落札率は90.80％であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 小型動力ポンプ付積載車、老朽化ということなのですからけれども、何年ぐらい、今使っているのでしょうか。老朽化。

○委員長（小平啓佑君） 荒川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（荒川浩明君） 今回更新します栃木第10分団3部の車両につきましては、使用年数が21年8か月、もう一台であります栃木第12分団3部の車両につきましては19年5か月使用しております。

○委員長（小平啓佑君） 続けてお願いします。

○委員（松本喜一君） これは分団のポンプ車ということなのですからけれども、前から、私も総務、久々なのですからけれども、20年以上使うというのは非常に古いので、予算が厳しいだろうが何だろうが、緊急自動車ということでもありますので、20年以上、あまり使ってもらいたくないのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（小平啓佑君） 荒川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（荒川浩明君） 消防団の車両ですが、購入から18年経過したものを老朽化と位置づけていまして、この辺を消防団車両更新計画に基づいて更新しております。現在のところ、20年を使用した車はこの第10分団の1台のみでありまして、そのほかはそれ以下になることになります。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） できれば、18年ということなのですから、18年たったら、もう買換えということで準備していただければ幸いです。よろしくお願ひしたいと思います。要望で結構です。

○委員長（小平啓佑君） ほかに質疑はありますか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ちょっと外れるかもしれませんが、車種ベースは基本的に2トン車でよろしいのか。

それと、最近、免許証の関係で、どうしても消防団で悩ませている問題があるのだということがあるのですけれども、そこら辺の状況があれば、2つほどお聞きします。

○委員長（小平啓佑君） 荒川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（荒川浩明君） 今回購入を予定しています消防車に関しましては、軽デッキバンの4WDベース車を購入予定でございます。小型動力ポンプ付積載車で、具体的には軽バンの後ろの部分、後部がトラックの荷台ようになっており、人力で搬送できる最新型の可搬ポンプを積載しています。軽デッキバンがベースとなります。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 少し懸念したのですけれども、運転免許証の関係で乗れないという状況も分かるのですけれども、仕事というか、消火活動として、初期活動ですから大丈夫だと思うのですけれども、何かそういうような問題はないのでしょうか。小型動力ポンプはいいのだけれども、能力がやっぱり落ちているとかというような話ではないのですか。

○委員長（小平啓佑君） 荒川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（荒川浩明君） 今回購入します小型動力ポンプにつきましても、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に基づきました放水性能を有するポンプを購入予定でありまして、更新前の可搬ポンプ車と今回の可搬ポンプ車は、1分間に1,000リットル以上の放水することが可能な可搬ポンプB-2級という、等級は同じものを積載しますので、放水活動に影響することはないと思われます。

○委員長（小平啓佑君） 続けてお願いします。

○委員（天谷浩明君） 価格についてなのですが、2トン車ベースで今まで1,500万円前後、これは軽バンになりましたということで、機械のことは分かるのですけれども、何となく。性能がいいとか。車両がやっぱりその分は低いのではないかなと、いつも思っているのですが、これはどうなのですか。車両価格というか。

○委員長（小平啓佑君） 荒川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（荒川浩明君） 既存の3.5トン以上の可搬ポンプを購入していた頃は、委員おっしゃるとおりぐらいの価格だったと記憶しております。今回、車両本来ベースが軽乗用車になりますので、価格的には財政的にも落ちているというところはございます。この車両は、令和3年度に購入させていただいた車両と同等の車両なのですが、今回、救助資機材の強化ということで、バッテリー式のチェーンソーを積んだりしていますが、基本的に令和3年のときより、物価高騰が各資機材の単価にも影響していまして、若干上がっているところが見積りの価格から確認できております。

以上になります。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ちょっと私、聞きはぐったのですけれども、今、免許証がオートマの免許証しか持っていない人が多いのですけれども、これ全部オートマになっているのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 荒川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（荒川浩明君） 更新予定車に関しましては、オートマということで更新を続けています。

○委員長（小平啓佑君） 続けてお願いします。

○委員（松本喜一君） 市内の非常に道路が狭いところ、今、軽のトラックを消防自動車として利用

している市なんかあるのですけれども、そういう考えはあるのでしょうか。1台ありましたか、栃木市も。

○委員長（小平啓佑君） 荒川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（荒川浩明君） まさに今回購入しようとしていますのが軽がベースですので、乗車定員は4名になってしまうのですが、荷台部分に可搬ポンプを積載して、現場で水利に降ろして使うという流れになっています。既に栃木市では、この軽をベースとした消防車は5台配備されて、今回2台足されると7台という形になります。

以上でございます。

○委員長（小平啓佑君） ほかに。

小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 先ほどの2台の使用年数が21年と19年ですか、伺ったのですが、その本体の車のほうの走行距離とポンプの稼働時間は分かりますでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 荒川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（荒川浩明君） まずは走行距離になります。1台目、栃木第10分団3部の車両の走行距離は6月1日現在で1万3,075キロになります。もう一台であります栃木第12分団3部の車両に関しましては9,224キロになります。もう一つ、アワーメーターにつきましては、車両のほうには積載にはなっておりません。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第66号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第7、議案第67号 財産の取得について（高規格救急自動車）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

中村警防課長。

○警防課長（中村 聡君） ただいまご上程いただきました議案第67号 財産の取得につきましてご説明を申し上げます。

議案書は68ページ、議案説明書は84ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の84ページを御覧ください。議案第67号 財産の取得についてであります。提案理由でございますが、栃木市消防署に配備中の高規格救急自動車1台が老朽化したため、高規格救急自動車1台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の68ページを御覧ください。財産の取得についてでございますが、1、財産の表示につきましては、高規格救急自動車1台であります。

2、取得の方法につきましては、条件付一般競争入札であります。

3、取得予定価格につきましては、3,718万円であります。

4、取得相手につきましては、宇都宮市横田新町3番47号、栃木トヨタ自動車株式会社、代表取締役社長新井孝則であります。

なお、本件の入札に参加した業者は2者で、落札率は91.31%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第67号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（小平啓佑君） ここで暫時休憩をいたします。

（午前 11 時 00 分）

○委員長（小平啓佑君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 15 分）

◎議案第 58 号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第 8、議案第58号 令和 6 年度栃木市一般会計補正予算（第 2 号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） ただいまご上程をいただきました議案第58号 令和 6 年度栃木市一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

補正予算書の 3 ページをお開きください。令和 6 年度栃木市の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19億2,179万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ766億4,738万1,000円とする。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

債務負担行為の補正は第 2 条、債務負担行為の追加は第 2 表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は第 3 条、地方債の変更は第 3 表、地方債補正によるというものであります。

次に、4 ページ、5 ページをお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正であります。4 ページ

が歳入、次の5ページが歳出となっております。なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、6ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正（追加）であります。所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、7ページを御覧ください。第3表、地方債補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。上段の補正前の起債の目的欄の1項目め、学校給食調理施設整備事業及び次の小学校施設整備事業について、下段のとおり起債の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更ございません。

次に、少し飛びまして17ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。17ページは歳入、次の18ページ、19ページが歳出となっております。ここでの説明は省略させていただき、引き続き歳入の所管関係部分についてご説明させていただきますので、20ページ、21ページをお開きください。

一番下の段の15款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額14億4,220万1,000円の増額であります。説明欄の地域少子化対策重点推進交付金につきましては、出会いの場創出支援委託費の実施に当たり国庫補助財源として交付されるため増額補正するものであります。

次の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、物価高騰対応臨時給付金支給事業費を実施するに当たり、国庫補助が追加配分となったため増額補正するものであります。

次に、22ページ、23ページをお開きください。一番下の段の19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額1億2,634万9,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金から繰り入れるため増額補正するものであります。

1つ飛びまして、16目1節ふるさと応援基金繰入金は、補正額358万8,000円の増額であります。説明欄のふるさと応援基金繰入金につきましては、出会いの場創出支援委託費の財源として繰り入れるため増額補正するものであります。

1つ飛びまして、21目1節小平浪平顕彰基金繰入金は、補正額128万7,000円の増額であります。説明欄の小平浪平顕彰基金繰入金につきましては、小平浪平生家管理費の財源として繰り入れるため増額補正するものであります。

1つ飛びまして、25目1節公共施設整備等基金繰入金は、補正額33万円の増額であります。説明欄の公共施設整備等基金繰入金につきましては、防災事業費の財源として繰り入れるため増額補正するものであります。

次に、24ページ、25ページをお開きください。2段目の21款4項4目2節雑入は、補正額2億5,250万円の増額であります。説明欄の防災ラジオ販売収入等（危機管理課）コミュニティ助成事

業助成金につきましては、防災事業費に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金を受け入れるため増額補正するものであります。

次の市民総合賠償補償保険金等（地域政策課）コミュニティ助成事業助成金につきましては、コミュニティ助成事業費に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金を受け入れるため増額補正するものであります。

次に、その下の段、22款1項市債であります。8目1節教育総務債は、補正額360万円の増額であります。説明欄の旧合併特例事業債（学校給食調理施設整備事業）につきましては、（仮称）栃木東地域学校給食センター整備事業費の増額に伴い、起債額を増額補正するものであります。

なお、市債の説明欄における括弧書きにつきましては、7ページにあります第3表、地方債補正（変更）における起債の目的欄の区分を表しております。

次に、8目2節小学校債は、補正額1,820万円の増額であります。説明欄の学校教育施設等整備事業債（小学校施設整備事業）につきましては、小学校屋内運動場改修事業費の増額に伴い、起債額を増額補正するものであります。

以上で歳入の所管関係部分について説明を終了いたします。

引き続き、歳出の所管関係部分について説明をいたしますので、26ページ、27ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額99万円の増額であります。説明欄の総務人事課一般経常事務費につきましては、児童手当の支給期間の延長等に伴い、給与システムを改修するため委託料を増額補正するものであります。

次に、4目会計管理費は、補正額883万5,000円の増額であります。説明欄の公金取扱経常事務費につきましては、指定金融機関から公金の取扱いに関する経費負担を求める要請があり、協議の結果、令和6年10月分から窓口収納手数料等を支払う必要が生じたため手数料を増額補正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額810万5,000円の増額であります。説明欄の小平浪平生家管理費につきましては、敷地内の建物において屋根及び躯体部分の劣化が激しく、暴風雨等による倒壊のおそれがあり、周辺への被害防止や見学者の安全を図る観点から、補強、補修を行うため維持補修費を増額補正するものであります。

次のマイナンバーカード普及事業費につきましては、昨年度に引き続きマイナンバーカードの作成を希望するものの様々な理由により市の窓口まで足を運べない方を対象に個別出張申請受付を実施し、普及促進を図るため委託料等を増額補正するものであります。

次に、11目地域づくり費は、補正額150万円の増額であります。説明欄のコミュニティ助成事業費につきましては、万町1丁目東自治会における備品購入に対し、一般財団法人自治総合センターから交付される助成金を交付するため補助金を増額補正するものであります。

次に、15目体育施設費は、補正額300万円の増額であります。説明欄の体育施設共通管理費（都

賀)につきましては、都賀市民運動場の夜間照明が故障し、早急に改修する必要が生じたため工事請負費を増額補正するものであります。

次に、16目諸費は、補正額14億4,578万9,000円の増額であります。説明欄の物価高騰対応臨時給付金支給事業費につきましては、令和6年度新たに住民税非課税及び均等割のみ課税となった世帯を対象とした新たな低所得世帯等支援臨時給付金及び定額減税し切れない方に対する調整給付金を支給するため増額補正するものであります。

次の出会いの場創出支援委託費につきましては、結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント等を開催するため増額補正するものであります。

次に、28ページ、29ページをお開きください。2款2項2目賦課徴収費は、補正額100万9,000円の増額であります。説明欄の市税徴収事務費につきましては、公金取扱手数料が改定されることに伴い、ゆうちょ銀行窓口取扱分の口座振替手数料についても同様に改定する必要が生じたため、手数料を増額補正するものであります。

次に、少しページが飛びまして、42ページ、43ページをお開きください。9款1項3目消防施設費は、補正額517万円の増額であります。説明欄の分署施設改修事業費につきましては、岩舟分署のシャッターが故障し、応急修理を行ったが、部品の摩耗等が進み、再度故障する可能性があることから早急な交換が必要なため、工事請負費を増額補正するものであります。

次に、5目災害対策費は、補正額233万円の増額であります。説明欄の防災事業費につきましては、梅沢町第二自治会自主防災会における防災資機材の購入に対し、一般財団法人自治総合センターから交付される助成金を交付するため、及び小野寺ふれあい館の売却に向け、敷地内にある防災スピーカーの東電引き込み線の分離配線を行うため、補助金等を増額補正するものであります。

以上をもちまして、令和6年度栃木市一般会計補正予算(第2号)に係る所管関係部分の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長(小平啓佑君) 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小平啓佑君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

小久保委員。

○委員(小久保かおる君) すみません。ご説明ありがとうございました。

27ページのマイナンバーカード普及事業費について、ちょっとお尋ねしたいのですけれども、本

当にマイナンバーカードで住民票とかをコンビニとかで取るのに、すごく便利だと、今さらながら市民の皆様も言って、郵便局でもやっているということで、すごく普及されたと思うのですけれども、今の普及率というのはどれくらいなのでしょう。お分かりになれば、お願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） 手元にある最新の数字は、申請件数と交付件数になりますけれども、申請のほうが13万6,041件でございます。保有率、今、交付して、実際手元にお持ちの方、返納とかされていない方とか、更新時期が来たのに更新をされていない方については、交付はされたけれども、現時点でお持ちではないという方もいらっしゃいます。保有枚数、保有率というところからしますと、これは4月30日現在の数字しか、今手元にございませんが、11万2,572件、そういった状況でございます。保有枚数、率にいたしますと72.31%ということでございます。県内25市町の中では、まだ低いほうという状況でございます。

○委員長（小平啓佑君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 要望ですけれども、マイナンバーカードはやっぱりこれから必要とされるものなので、周知のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございませんか。

続けて、小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 27ページの出会いの場創出支援委託費というふうにあるのですが、この出会いの場の創出というのはどういうものが考えられるのでしょうか。分かりましたらお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） 少子化というところです。栃木市におきましても大変大きな課題の一つというふうな形で認識をしているところでございます。総合計画や総合戦略におきましても、重要課題ということで位置づけをさせていただいているところでございます。今回、補正計上させていただきましたこの事業につきましては、昨年度も1回実施をしたところなのですが、栃木市の魅力を再発見していただきながらバスツアーをしていただくと。独身の男性、女性の方に参加していただいたという事業でございます。

今年度考えておりますのが、メタバースをまず使って活用した形での婚活イベントということで、募集をさせていただいて、まず一旦は、見た目というよりも内面的なところのマッチングを探るところで、メタバース空間においてお話しみたいなものをしていただくと。その上で、実際今度来ていただいて、バスツアーをまた計画していると。そんなような事業でございます。

○委員長（小平啓佑君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） そのマッチングというのが本当に難しいけれども、そういうマッチング

をすることによって婚活イベントにもつながると思うのですけれども、ここで栃木市内に住んでいる方だけの周知なのでしょうか。質問させていただきます。

○委員長（小平啓佑君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） 基本的には、婚活イベントをさせていただいて、市外の方が結婚ということになって栃木市に住んでいただくというのが一番理想的かなというふうには考えております。当然市外の方に呼びかけをさせていただきますけれども、当然市内の方にも呼びかけのほうさせていただくということでございます。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 防災ラジオについてお伺いいたします。

自治総合センターから助成金はいただいているのですけれども、目的として達成されたのか。例えば前は配布でやっているとき、たしか65歳以上とかで限定あって、それから防災ラジオ希望者でやっているのですけれども、市のほうの行政の担当課として目的はある程度達成されているのか。保有率ではないのですけれども、設置率というのですか、お伺いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 潮田危機管理課長。

○危機管理課長（潮田美紀君） お答えいたします。

防災ラジオにつきましては、発端としましては、防災行政無線の補完策として導入した経緯がございます。実際の購入価格につきましては1万2,000円程度なのですが、一般の方には7,500円、高齢者世帯には2,500円ということで、実質差額は市が負担することによりまして補助制度的な側面がありまして、防災ラジオの普及啓発を行っているところでございます。

防災無線につきましては、聞く環境ですとか、気象状況ですとかによりまして、なかなか聞こえづらいというところもございますので、この事業につきましては引き続き継続していきたいというふうに思っております。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 普及台数、何となく知りたいなというふうに思うのですが、例えば住民が個別、世帯数でいくと多分今6万幾つか、それで設置が幾つ、パーセンテージか何か分かれば。

○委員長（小平啓佑君） 潮田危機管理課長。

○危機管理課長（潮田美紀君） お答えします。

販売実績等は把握してございまして、パーセンテージまでちょっと把握していなくて申し訳ないのですけれども、販売は平成28年から販売しておりまして、昨年度までで2,171台販売したところでございます。そのほかに無償提供という形で、自治会長ですとか、民生委員ですとか、そういった方、目が不自由な方ですとか、そういった方につきまして、無償の提供ということで、累計1,467台。そうしますと合計で3,638台、行き渡っているという状況でございます。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そのことは、担当課として数字的に低いのでしょうか。それとも、ある程度、達成されているとかという、課の意見とか、感覚はどうなのですか。

○委員長（小平啓佑君） 潮田危機管理課長。

○危機管理課長（潮田美紀君） 最近の販売状況を見ますと、最初の平成28年頃に比べますと、大分販売台数が落ちてきておりますので、真に購入を希望している方につきましては、あらかじめ行き渡ってきているのかなという認識は個人的にはございます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございませんか。

小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 同じく27ページになりますけれども、都賀市民運動場夜間照明改修工事費でございますけれども、たしか部分的に故障があったと記憶しておりますけれども、今回の改修は不具合箇所の工事のみなのか。それとも、今後故障が見込まれそうな劣化した部分についても改修を行っているのか。内容をお聞かせください。

○委員長（小平啓佑君） 島田都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（島田和行君） お答えいたします。

都賀市民運動場の夜間照明の改修工事ということで、故障の前につきましては、タイマー式ということで、申請があった夜の時間、それをパソコン上で入力しまして、それを自動制御して、つけたり、消したりというような自動制御式のタイマー式となっておりました。今回の改修につきましては、経年劣化ということで、制御システムの機器が故障したということで、その機器を交換しようというふうに考えたのですが、かなり高額な面がありまして、今回の補正につきましては、その制御盤を取り除いた後に手動式の点灯、消灯の機器を取り付けて改修するというような内容でございます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） そうしますと、利用者が手動で照明をつけたり、消したりするという形ですね。タイマー式というのがどのような、利用者が例えば6時から8時の間、利用するといったときに2時間のタイマーで切れるという理解でよろしいですか。

○委員長（小平啓佑君） 島田都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（島田和行君） 今までのタイマー式につきましては、自動で点灯、消灯ができたということなのですが、今回、手動式ということで、利用する方にグラウンドの近くに制御する手動式の盤を作りまして、そこにスイッチがありますので、グラウンドの使用箇所部分のスイッチをつけていただくと。あくまで利用者の方につけていただくような考えで、今回は考えてご

ざいます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございませんか。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 同じく27ページです。小平浪平生家管理費ということで、屋根の劣化による修復ということなのですけれども、生家の奥の物置小屋のほうの屋根のことを指しているのかなと思いますけれども、詳しく説明をいただければと思います。

○委員長（小平啓佑君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） 合戦場にございます小平浪平生誕地、こちらには敷地内に居宅部分と蔵が2棟、あと作業小屋が1棟、あと勉強小屋が1棟というような形で施設が建っている状況でございます。その中の作業小屋の部分、大正7年築というようなことで言われておりますけれども、こちらの建物は、強風等により屋根の部分があおられているというようなこともございまして、これから台風シーズンということもございますので、風、雨に多少なりとも、完全なものにはならないかと思うのですけれども、多少なりとも補修ができた状態で、そういった時期を迎えたいと。当然、今、令和4年の9月から一般見学の方も受け入れさせていただいております。これから今年度につきましても、一般市民の方を対象にした見学ツアーというものを計画している状況でございしますので、そういった方の安全性というものを担保しなければならないということで、今回の補正予算の計上でございます。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 見学ツアーというお話が出ましたので、参考にお聞かせいただきたいのですが、今年度、どのぐらいの方が見学ツアーに参加をなされているのでしょうか、お聞きをしたいと思います。

○委員長（小平啓佑君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） 今年度につきましては、これから7月から予定をしておりますので、今年度につきましては、まだツアー参加者はまだゼロという実績になります。昨年度も実施しておりますので、昨年度につきましては約200名の方に参加をいただいたというような状況でございす。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 屋根の修復ということなのですけれども、基礎なんかかなり傷んでいるような感じが見受けられるのですけれども、今後、計画的に修復活動していくのか。その辺の計画等をお聞かせいただければと思います。

○委員長（小平啓佑君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） 今回の報酬に関しましては、屋根の部分、当然一番大事なところな

のですが、躯体部分、基礎も含めてになりますけれども、倒壊をしないような形での補強というもの、今回の工事で予定はしているところでございます。全体的な補修、改修というところにつきましては、ほかの建物も含めて、全体的にどのような維持、保存が必要かというところにつきましては、当然この小平浪平の記念会という民間の団体もでございます。地元の自治会の方にもご協力をいただいているという状況もございますので、そういったいろいろな方からのご意見等も含めて、最終的にどういうふうにしていくかということにつきましては、今後になりますけれども、懇談会的なものを設置した上で検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（小平啓佑君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第58号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第58号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎陳情第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第9、陳情第4号 パレスチナ自治区ガザ地区の早期平和実現を求める陳情を議題といたします。

初めに、請願陳情文書表を書記に朗読させます。

佐藤書記。

〔書記朗読〕

○委員長（小平啓佑君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には陳情の趣旨や、その論点等について、さらには陳情に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご意見がございましたらご発言をお願いします。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） この陳情には賛成して、可決すべきだというふうに思います。

戦うこと、争い事はやっぱり基本的には駄目なので、このパレスチナとイスラエルの関係は非常に難しい問題はあるにしても、やはり世界、誰でもが平和を望んでいるところであります。長い戦争の中に多くの命が亡くなっております。ぜひとも可決をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございませんか。

ご自由にどうぞ。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 私も戦争を早く終結して、平和に戻してもらいたいという気持ちは同じくあります。世界中どこでも平和で暮らせるような状況をつくらなくてはならないと私も個人的にも思っていますので、ぜひこれは受理していただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 私もこの決議文に関しましては、賛成をさせていただきたいと思います。

先日もガザ地区における小学校において、子供たちや女性の方が避難しているところにイスラエルから大きな空爆があつて、多数の犠牲者が出てしまったというニュースを見ました。長い間、双方の様々な思いによって紛争が続いているわけですが、ガザ地区におきましては、今もなお多くの市民の方がそこに住んでおられるということで、一刻も早くこの紛争はやめるべきだというふうな思いを持っておりますので、この陳情におきましては賛成をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（小平啓佑君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 私も同じく賛成の立場で考えておりますけれども、やはりいろいろ政治的な背景があるにせよ、一般市民がこういった戦争に巻き込まれていくということは本当に一日も早くやめるべきだと思いますので、今回この陳情に関しては賛成をしていきたいと考えます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） ほかにご発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようでありますので、ただいまから陳情第4号について採決いたします。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（小平啓佑君） 起立全員であります。

したがいまして、陳情第4号は採択すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（小平啓佑君）　以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前 11 時 53 分）